令和４年１月 13 日

保護者の皆様

昭和薬科大学附属高等学校・附属中学校
校長　諸見里　明
（公印省略）

令和４年１月 12 日付沖縄県公文「総総第 2798 号」に則った新型コロナ感染への対応の変更について（お知らせ）

見出しの件につきまして、沖縄県の通知、別添「総総第 2798 号」に基づき本校の新型コロナ感染への対応を令和４年１月 13 日から変更いたします。ご理解とご協力をお願い申し上げます。

詳細は別添でご確認ください。なお、要点と出席停止期間の例を下記にまとめておりますので、ご参照ください。

記

１．感染確認後の対応は２つ　①学校・保育 PCR 検査、②保健所対応
２．学校・保育 PCR 検査時の対象　**濃厚接触者のみ**（以前は接触者も対象）
３．学校・保育 PCR 検査時の出席停止期間
　A)濃厚接触者　　感染者との最終接触日の翌日から２週間　※従来通り
　B)接触者　　感染者との最終接触日の翌日から５日間　※今回変更

例）令和４年１月 13 日接触

日付	1/14	1/15	1/16	1/17	1/18	1/19
曜日	金	土	日	月	火	水
カウント	1	2	3	4	5	登校再開

※現在はオンライン授業中のため登校はありません。

４．別紙　「総総第 2798 号」他計５
　※保健所の対応については公文でご確認ください。

総 総 第 2798 号
令和４年１月 12 日

各学校法人理事長　殿

沖縄県総務部総務私学課長
（ 公 印 省 略 ）

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応等について

平素より、新型コロナウイルス感染症拡大防止に御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

沖縄県教育委員会教育長から、公立学校における新型コロナウイルスの対応について通知がありますので、各学校におかれましては県立学校に準じた対応をお願いいたします。

記

１　学級閉鎖等の臨時休業、児童生徒等の出席停止措置の取扱いについて
感染者が感染可能期間に登校し、他者との接触があった場合
○　学級閉鎖、接触者等の出席停止措置（感染者との最終接触日の翌日から５日間）
⑴　学校・保育 PCR 検査対応の学校
→　**濃厚接触者**の学校・保育 PCR 検査の実施
※接触者の検査は行わない（申込不要）
→　学校設置者は、閉鎖の範囲に応じて、接触者の発熱等の風邪症状の有無を確認した上で解除の判断を行うこと。

⑵　保健所対応の学校
保健所の指示に従い、積極的疫学調査、濃厚接触者及び接触者検査等に協力
→　設置者は、閉鎖の範囲に応じて、その者の検査の結果及び発熱等の風邪症状の有無を確認した上で解除の判断を行うこと。
（接触者検査が行われなかった場合は、感染者との最終接触日の翌日から５日が経過した後、接触者の発熱等の風邪症状の有無を確認した上で解除の判断を行うこと）。

２　その他
別紙１、別紙２－１を確認の上、児童生徒及び保護者、教職員への周知をお願いいたします。

【担当】沖縄県総務部総務私学課　山里
TEL：098-866-2074

教保第１５８９号
令和４年１月１１日

各市町村教育委員会教育長
各公立幼稚園長
各小中学校長
各県立学校長
各教育事務所長
殿

沖縄県教育委員会
教育長　金城　弘昌
（公印省略）

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応等について
（沖縄県公立学校第２版）

平素より、学校における感染症対策の推進に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

みだしのことについては、令和３年８月２７日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡（参考）のとおり「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルス感染が確認された場合の対応ガイドライン（第１版）」が示されたことにより、それを踏まえ本県の取扱いについて、令和３年９月２日付け教保第942号にてお示ししたところです。

しかしながら、本県の新型コロナウイルス感染急拡大により、学校・保育PCR検査や沖縄県接触者 PCR 検査センター等が非常に混み合い、受検できない状況が生じております。また、保健所業務の逼迫により、家庭内感染等における濃厚接触者の特定にも遅れが生じております。

ついては、本日から当面の間、本県公立学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応等は下記及び別紙１、感染者と濃厚接触した児童生徒等の出席等の取扱いについては別紙２－１、学校等欠席者・感染症情報システムへの入力については別紙２－２としますので、各学校（園）においては、児童生徒及び保護者等への事前周知及び感染者発生時等における適切な対応をお願いいたします。

各市町村教育委員会においては、貴所管の学校（園）へ周知するとともに、学校（園）において適切な対応がなされるよう御指導についても併せてお願いいたします。

各教育事務所におきましては、必要に応じ助言をお願いいたします。

なお、各学校（園）、市町村教育委員会及び教育事務所におかれては、保健所が行う積極的疫学調査及び学校・保育 PCR 検査の実施等について御協力いただき誠にありがとうございます。引き続き、よろしくお願い申し上げます。

記

【学級閉鎖等の臨時休業、児童生徒等の出席停止措置の取扱いについて】

	１月10日以前	１月11日以降～当面の間
学校・保育ＰＣＲ検査対応の学校	**【県立学校】** 感染者が感染可能期間に登校し、他者との接触があった場合 **〇学級閉鎖、接触者等の出席停止措置（概ね３日）** →**濃厚接触者及び接触者**の学校 PCR 検査の実施 →設置者は、閉鎖の範囲に応じて、**その者の検査の結果及び発熱等の風邪症状の有無**を確認した上で解除の判断を行う。 **【市町村立学校（園）】** 設置者は、設置者で判断基準を設け、学校の運営方法を学校へ指示する。 →**濃厚接触者及び接触者**の学校 PCR 検査の実施 →設置者は、設置者で判断基準を設け、所管する学校へ指示する。	**【県立学校】** 感染者が感染可能期間に登校し、他者との接触があった場合 **〇学級閉鎖、接触者等の出席停止措置（感染者との最終接触日の翌日から５日間）** →**濃厚接触者**の学校・保育 PCR 検査の実施 ※接触者の検査は行わない（申込不要） ※ただし、1/10 までの申請分については、接触者検査を実施するかどうかについて、学校・保育 PCR 検査支援チームと相談する。 →設置者は、閉鎖の範囲に応じて、**その者の発熱等の風邪症状の有無**を確認した上で解除の判断を行う。 **【市町村立学校（園）】** **県立学校に準じた対応**
保健所対応の学校	**【県立学校】** 感染者が感染可能期間に登校し、他者との接触があった場合 **〇学級閉鎖、接触者等の出席停止措置（概ね３日）** **→保健所の指示に従い、積極的疫学調査、濃厚接触者及び接触者検査等に協力** →設置者は、閉鎖の範囲に応じて、**その者の検査の結果及び発熱等の風邪症状の有無**を確認した上で解除の判断を行う。 （接触者検査が行われなかった場合は、３日が経過した後、接触者の発熱等の風邪症状の有無を確認した上で解除の判断） **【市町村立学校（園）】** 設置者は、設置者で判断基準を設け、学校の運営方法を学校へ指示する。 **→保健所の指示に従い、積極的疫学調査、濃厚接触者及び接触者検査等に協力** →設置者は、設置者で判断基準を設け、所管する学校へ指示する。	**【県立学校】** 感染者が感染可能期間に登校し、他者との接触があった場合 **〇学級閉鎖、接触者等の出席停止措置（感染者との最終接触日の翌日から５日間）** →左に同じ →左に同じ （接触者検査が行われなかった場合は、感染者との最終接触日の翌日から**５日**が経過した後、接触者の発熱等の風邪症状の有無を確認した上で解除の判断） **【市町村立学校（園）】** **県立学校に準じた対応**

補足１）　濃厚接触者の出席停止の期間に変更はありません。（感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して２週間）

補足２）　学校・保育PCR検査対応の学校において、接触者となった児童生徒等及び職員が、接触者検査を希望する場合は、本県が設置している下記の沖縄県接触者PCR検査センターへ個人で申し込み、受検することは可能です。接触者となった児童生徒等及び職員への周知をお願いします。

・沖縄県中部接触者PCR検査センター　https://okinawa-pcr-kensa.com/
・沖縄県南部接触者PCR検査センター　http://nanbu.okinawa-pcr-kensa.com/

補足３）　教職員が接触者となり出勤しない取扱いとする場合は、「感染者との最終接触日の翌日から72時間経過した後に、発熱等の風邪症状がないこと」または、「接触者センター等（補足２）における検査結果（陰性）と発熱等の風邪症状がないこと」のどちらかを出勤の目安としてください。※接触者となるかどうかの判断は、感染症対策や接触の状況を確認した上で、各学校でお願いします。

補足４）　学校に抗原簡易キットがある場合は、文部科学省発出の手引きに従い、必要に応じて、適切な活用をお願いいたします。

補足５）　学級閉鎖や出席停止の考え方について（感染可能期間に登校している場合）

事例１　感染者の最終登校日が 1/6、陽性確定日が 1/10 で、学校に 1/10 に感染の連絡があった場合

最終接触日が 1/6 のため、閉鎖期間は 1/7 ～ 1/11 となりますが、1/7 は既に登校しているため、**実際の閉鎖期間は1/8～1/11の４日間**となります。

事例２　感染者の最終登校日が 1/6、陽性確定日が 1/7 で、学校に 1/7 に感染の連絡があった場合

最終接触日が 1/6 のため、**実際の閉鎖期間は1/7～1/11の５日間**となります。

事例３　感染者の最終登校日が 1/4（部活）、陽性確定日が 1/10 で、学校に 1/10 に感染の連絡があった場合

最終接触日が 1/4 のため、出席停止期間は 1/5 ～ 1/9 となりますが、この期間は既に登校しているため、実際は接触者の出席停止者はいないことになります。

【対応に係る留意点】

1　学校において、濃厚接触者特定に必要な「濃厚接触者リスト」等を作成、提示する場合には、

・　感染者を含め、児童生徒等の**プライバシーに配慮**すること。
・　適切なリストを作成するため、特定の教職員にのみ過度な負担がかからないようにすることに配慮しつつ、管理職の指示に基づき**組織的に実施**すること。

2　幼稚園の臨時休業を行う場合には、幼稚園は一人で家にいることができない年齢の幼児が利用していることを踏まえ、感染拡大防止のための万全の対策を講じた上で、出席停止等の対象となっていない幼児に対し、預かり保育の提供を縮小して実施すること等を通じて、**必要な者に保育が提供されないということがないよう、居場所の確保に向けた取組を検討する**こと。

【添付資料】

○ 別紙１　　児童生徒等または教職員の感染が判明した場合のフロー（沖縄県公立学校第２版）
（令和３年９月２日付け教保第492号の別紙２－１から改訂）

○ 別紙２－１　感染者と濃厚接触した児童生徒等の出席等の取扱いについて
（令和３年９月２日付け教保第492号の別紙２－１から変更なし）

別紙２－２　学校等欠席者・感染症情報システムへの入力について
（令和３年９月２日付け教保第492号の別紙２－２から改訂）

○ 参考　令和３年８月27日付文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの送付について」

「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン（第１版）」

→参考資料１　児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合のフロー

→参考資料２　感染拡大地域における濃厚接触者の特定等の協力について

担　当　教育庁保健体育課健康体育班　　大城めぐみ
電　話　098-866-2726　ＦＡＸ　098-862-0472
E-mail　ooshrome@pref.okinawa.lg.jp

別紙1

児童生徒等または教職員の感染が判明した場合のフロー（沖縄県公立学校第２版）

【学校】設置者への連絡、感染者の出席停止

学校は、児童生徒等または教職員が感染した旨の連絡を受けたら、設置者に連絡し、感染者の学校内での活動状況を伝える。

・感染者が児童生徒等の場合、学校保健安全法第19条に基づく出席停止措置とする。
　また、感染者が教職員の場合、出勤させない扱いとする。

【設置者】臨時休業の要否を判断、【学校】接触者等の出席停止措置

※　設置者は、必要に応じて、学校医や保健所の助言を得ること。

（県立学校）設置者は、下記のとおり学校教育活動の継続、学校の全部又は一部の臨時休業を学校へ指示する。

（市町村立学校）設置者は、**県立学校に準じた対応を行う。**

（学校）学校長は、濃厚接触者や感染者と接触があった者等について、出席停止措置とする。

＜学校教育活動の継続＞

・感染者が感染可能期間に登校していなかった場合

・感染者が感染可能期間に登校していたが、他者との接触がほとんどなく感染拡大の可能性が低いと判断できる場合　等

・学校による特段の対応は必要ないが、必要に応じて、保健所と連携する。

＜学校保健安全法に基づく　出席停止、臨時休業＞

・感染者が感染可能期間に登校し、他者との接触があった場合

→学級閉鎖、接触者等の出席停止措置（部活動、登下校、その他、感染者と接触した者）

出席停止・閉鎖期間は感染者との最終接触日の翌日から５日間とする

（状況等により短縮・延長する場合あり）

※　複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合
　→学年閉鎖

※　複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合
　→臨時休校

北部・中部･那覇市･南部保健所管内の学校

・学校・保育PCR検査の対象となる

・必要に応じて保健所とも連携する

宮古・八重山保健所管内の学校

・濃厚接触者の特定や検査は保健所が行う

・接触者検査も保健所の指示で実施する場合あり

【学校】学校・保育PCR検査支援チームとの連携

※当面の間は、濃厚接触者の特定と検査のみ（接触者については出席停止・臨時休業措置で対応し、検査は行わない。）

・学校は、感染者の行動履歴を聞き取り、「濃厚接触者リスト」を作成し、申請を行う。

・支援チームを通じて保健所が濃厚接触者と特定した者へ、その旨伝達する。

・学校は、事前配付された（又は設置場所から受け取った）検体容器を濃厚接触者へ配布する。また、検体回収・搬入は支援チームが行う。

・検査結果を対象者へ伝達する。

【学校】管轄の保健所との連携

・保健所が行う積極的疫学調査に協力（感染者の行動履歴、時間割、座席表等、保健所の求める資料の提出等）

・保健所が行う検査等に協力

・その他、必要に応じて連携する。

【設置者】臨時休業解除の判断、【学校】接触者等の出席停止措置解除の判断

※　設置者は、必要に応じて、学校医や保健所の助言を得ること。

（県立学校）設置者は、臨時休業を行った場合、感染者との最終接触日の翌日から５日が経過し、かつ、その者に発熱等の風邪症状がないことを確認した上で解除の判断を行う。

（市町村立学校）設置者は、**県立学校に準じた対応を行う。**

（学校）学校長は、感染者と接触があり出席停止措置とした者について、感染症対策上、必要がないと判断した場合は速やかに解除する。濃厚接触者は、引き続き、最終接触日の翌日から起算して2週間は出席停止とする。

※感染者発生時の消毒については、文部科学省衛生管理マニュアル、県立学校版ガイドライン、沖縄県立学校教職員のためのガイドラインを参考に実施すること。

別紙２－１

感染者と濃厚接触した児童生徒等の出席等の取扱いについて

原則として、濃厚接触者の特定は保健所が行うものではありますが、保健所の積極的疫学調査の遅れ・休止等が生じている当面の間、感染者と接触した児童生徒等の出席の取扱いについては、下記のとおりとします。

学校が、下記のとおりの取扱いとした後、保健所から「濃厚接触者の特定」があった場合は、すみやかにその指示に従ってください。

１　感染者と濃厚接触した児童生徒等の定義

原則として、下記の定義に当てはまる者とします。

※　「感染者」は、同居家族、親戚、友人、職場、塾等、**接触した人や場所等は問わない**こととします。

※　下記の定義に当てはまるかどうかについては、当該児童生徒や保護者から接触の状況を聞き取る等により、学校で御判断ください。

＜濃厚接触者等の候補の考え方＞

校内の濃厚接触者等の候補の範囲は、感染者の感染可能期間（発症２日前（無症状者の場合は、陽性確定に係る検体採取日の２日前）から退院又は療養解除の基準を満たすまでの期間）のうち当該感染者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでの期間において以下の①又は②いずれかに該当する児童生徒等及び教職員とします。

①濃厚接触者の候補

・感染者と同居（寮等において感染者と同室の場合を含む）又は長時間の接触があった者
・適切な感染防護なしに感染者を介護していた者
・感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つば等）に直接触れた可能性の高い者（１メートル以内の距離で互いにマスクなしで会話が交わされた場合は、時間の長さを問わずに濃厚接触者に該当する場合がある）
・手で触れることの出来る距離（目安として１メートル）で、必要な感染予防策なし（※）で、感染者と 15 分以上の接触があった者（例えば、感染者と会話していた者）

※必要な感染予防策については、マスクを着用していたかのみならず、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態ではなかったかについても確認する。

別添　令和３年８月 27 日付け文部科学省発出の対応ガイドライン（第１版）の P2 より抜粋

２　出席停止期間

感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して２週間

※　感染者が家族の場合、その同居家族が濃厚接触者にあたるかや、その期間については、保健所が感染者の療養状況（入院、自宅療養等）や家庭の感染対策状況等を把握の上、判断することになります。保健所から感染者に連絡があった場合は、最終接触日を確認するよう事前に児童生徒等及びその保護者へ伝えていてください。

３　学校等欠席者・感染症情報システムへの入力について

１の者の入力については、別紙２－２「新型コロナウイルス感染症に係る学校等欠席者・感染症情報システムへの入力について【令和３年 11 月 12 日版】」の（１）⑤のとおりに入力し、その後、保健所に濃厚接触者に特定された場合は、（１）④に切り替えてください。遡って修正する必要はありません。

緊急事態宣言対象地域等に指定された状況下において、学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインを取りまとめましたので、お知らせします。

写

事務連絡
令和3年8月27日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課　御中
構造改革特別区域法第 12 条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの送付について

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルス感染が確認された場合に、地域の感染状況や保健所の業務の状況等を踏まえ、迅速に対応するため、平常時から学校と保健所が連携をとり、初動体制について、あらかじめ整理しておくことが重要です。

今回、特に緊急事態宣言対象地域等に指定された状況下において、学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合に、学校における濃厚接触者等の特定や臨時休業の判断に当たっての考え方について、別添ガイドラインのとおり取りまとめましたので、各学校や学校の設置者において、地域の感染状況等に応じた対応の参考としてください。

なお、学校において、濃厚接触者等の候補者リストを作成、提示する場合には、

- 感染者を含め、児童生徒等のプライバシーに配慮すること
- 適切な候補者リストを作成するため、特定の教職員にのみ過度な負担がかからないようにすることに配慮しつつ、管理職の指示に基づき組織的に実施すること

などにご留意ください。

また、幼稚園の臨時休業を行う場合には、幼稚園は一人で家にいることができない年齢の幼児が利用していることを踏まえ、感染拡大防止のための万全の対策を講じた上で、出席停止等の対象となっていない幼児に対し、預かり保育の提供を縮小して実施すること等を通じて、必要な者に保育が提供されないということがないよう、居場所の確保に向けた取組を検討してください。

教保第942 受 '3年 8.27 付 沖縄県教育庁

本ガイドラインについては、今後の感染の状況等を踏まえ、必要な見直しを行ってまいります。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようにお願いします。

＜本件連絡先＞
文部科学省
初等中等教育局 健康教育･食育課 03－5253－4111（内2918）

別添

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン（第１版）

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルス感染が確認された場合に、地域の感染状況や保健所の業務の状況等を踏まえ、迅速に対応するため、平常時から学校と保健所が連携をとり、初動体制について、あらかじめ整理しておくことが重要です。

本ガイドラインでは、特に緊急事態宣言対象地域等に指定された状況下で、学校における濃厚接触者等の特定や臨時休業の判断等に当たっての考え方を取りまとめました。各学校や学校の設置者において、地域の感染状況等に応じた対応の参考としてください。

なお、本ガイドラインは、各地域において、今回お示しするような基準がない場合、又は改めて学校設置者と保健所とで学校で感染者が発生した場合の対応について協議する場合などに役立てていただくことを想定しており、既に各地域で同様の基準がある場合には、それによっていただいて構いません。

また、濃厚接触者等の特定等への協力に関する具体的な手続きについては、「感染拡大地域における濃厚接触者の特定等の協力について」（令和３年６月17日付け事務連絡）を参照してください。

１．学校で感染者が確認された場合の対応

学校で児童生徒等や教職員の感染者が確認された場合は、校長は、感染した児童生徒等について出席停止の措置をとるほか、感染者が教職員である場合は、病気休暇等の取得や在宅勤務、職務専念義務の免除等により出勤させないようにしてください。

また、児童生徒等や教職員が濃厚接触者と判定された場合にも、同様の措置をとってください。

２．濃厚接触者等の特定について

児童生徒等や教職員の感染が判明した場合に、感染者本人への行動履歴等のヒアリングや濃厚接触者等の特定等のための調査は、通常、保健所が行いますが、緊急事態宣言対象地域、又はまん延防止等重点措置区域における学校においては、保健所が示す一定の基準に基づく濃厚接触者やその周辺の検査対象者となる者（以下「濃厚接触者等」という）の特定のため、校内の濃厚接触者等の候補者リストの作成に協力することが必要な場合があります。学校、教育委員会等は、保健福祉部局その他関係機関と、事前に保健所との協力体制について可能な限り相談をしてください。

＜濃厚接触者等の候補の考え方＞

校内の濃厚接触者等の候補の範囲は、感染者の感染可能期間（発症２日前（無症状者の場合は、陽性確定に係る検体採取日の２日前）から退院又は療養解除の基準を満たすまでの期間）のうち当該感染者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでの期間において以下の①又は②いずれかに該当する児童生徒等及び教職員とします。

①濃厚接触者の候補

・感染者と同居（寮等において感染者と同室の場合を含む）又は長時間の接触があった者
・適切な感染防護なしに感染者を介護していた者
・感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つば等）に直接触れた可能性の高い者（１メートル以内の距離で互いにマスクなしで会話が交わされた場合は、時間の長さを問わずに濃厚接触者に該当する場合がある）
・手で触れることの出来る距離（目安として１メートル）で、必要な感染予防策なし（※）で、感染者と 15 分以上の接触があった者（例えば、感染者と会話していた者）

※必要な感染予防策については、マスクを着用していたかのみならず、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態ではなかったかについても確認する。

②濃厚接触者周辺の検査対象となる者の候補

・感染者からの物理的な距離が近い、又は物理的な距離が離れていても接触頻度が高い者等（感染者と同一の学級の児童生徒等）

・大声を出す活動、呼気が激しくなるような運動を共にした者等（感染者と同一の部活動に所属する児童生徒等）

・感染者と食事の場や洗面浴室等の場を共有する生活を送っている者等（感染者と同一の寮で生活する児童生徒等）

・その他、感染対策が不十分な環境で感染者と接触した者等

※学校において上記①②の候補の速やかな特定が困難な場合は、判明した感染者が 1 人でも、感染状況によっては、原則として当該感染者が属する学級等の全ての者を検査対象の候補とすることが考えられる。

３．出席停止の措置及び臨時休業の判断について

学校において感染者が発生した場合に、学校の全部または一部の臨時休業を行う必要性については、通常、保健所の調査や学校医の助言等を踏まえて学校の設置者が判断することとなりますが、学校の設置者は、緊急事態宣言対象地域、又はまん延防止等重点措置区域においては、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合に臨時休業を行う範囲や条件を事前に検討し、公表しておくことが適切です。

＜臨時休業の範囲や条件の例＞

学校で家庭内感染ではない感染者が発生したときなど、学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、当該感染者等を出席停止とするとともに、学校医等と相談し、以下のとおり臨時休業を検討してください。

まず、濃厚接触者等の特定及びその検査結果が判明し全体像が把握できるまでの期間、及び校舎内の清掃消毒等に要する期間（全体として概ね数日～１週間程度）、臨時休業を行うことが考えられます。なお、ばく露から症状発症まで、最大１４日、多くは５日と長いこと、既に感染が顕在化した時点で、臨時休業を行ったとしても感染の拡大がさらに広がる可能性があることに留意してくださ

い。

　その上で、把握された全体像の状況によって、感染が拡大している可能性がある場合においては、教育委員会等の設置者は次の必要な対策として学級あるいは学年・学校単位の臨時休業の検討をしてください。

【学級閉鎖】

○以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。

①同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合

②感染が確認された者が１名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合

③１名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合

④その他、設置者で必要と判断した場合

（※ただし、学校に２週間以上来ていない者の発症は除く。）

○学級閉鎖の期間としては、５～７日程度を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて判断する。

【学年閉鎖】

○複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施する。

【学校全体の臨時休業】

○複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施する。

児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合のフロー

＜現状＞

＜緊急事態宣言対象地域等で保健所の業務が逼迫している地域＞

【学校から設置者への連絡、感染者の出席停止】
学校は、児童生徒等又は教職員が感染した旨の連絡を受けたら、
・設置者に連絡し、感染者の学校内での活動状況を伝える。
・感染者が児童生徒等の場合、学校保健安全法第19条に基づく出席停止措置とする。
・感染者が教職員の場合、出勤させない扱いとする。

【設置者から保健所に報告・相談】
設置者は、臨時休業の実施の必要性も含めて、保健所に報告・相談。

【保健所による調査】
保健所は、必要な情報を収集し（調査）、濃厚接触者の特定等を実施。
学校及び設置者は、上記調査に協力。

【設置者が臨時休業の要否を判断】
設置者は、保健所の見解や学校医の助言を踏まえ、学校の全部又は一部の臨時休業の要否を検討。

右以外の場合

学校教育活動を継続
※状況に応じて、感染リスクの高い活動の見直し等
※濃厚接触者が児童生徒等の場合、出席停止措置
※濃厚接触者が教職員の場合、出勤させない取扱い

学校内で感染が広がっている可能性が高い場合等

学校保健安全法第20条に基づき、学校の全部又は一部の臨時休業

【保健所業務の補助】
事前に保健所に相談した基準又は文部科学省のガイドライン等に基づき、学校の設置者又は学校が必要な情報を収集し、濃厚接触者等の候補者のリストを作成。
設置者は上記リストを保健所へ提供。
上記リストを踏まえ、設置者と保健所が相談し、外部委託による検査を含め、保健所は濃厚接触者等を決定し検査を実施。

【設置者が臨時休業の要否を判断】
設置者は、濃厚接触者等のリスト提出後、検査の実施や校舎内の消毒等に要する期間や学校内の感染状況に基づき、学校医等と相談し、学校の全部又は一部の臨時休業の要否、対象、期間を検討。

右以外の場合

学校教育活動を継続
※状況に応じて、感染リスクの高い活動の見直し等
※濃厚接触者が児童生徒等の場合、出席停止措置
※濃厚接触者が教職員の場合、出勤させない取扱い

学校内で感染が広がっている可能性が高い場合等

学校保健安全法第20条に基づき、学校の全部又は一部の臨時休業

参考資料1

参考資料２

感染拡大地域における濃厚接触者の特定等についてお知らせします。学校において感染者が発生した際には、保健所とよく連携し、必要に応じ、濃厚接触者の特定等に協力いただきますようお願いします。

事　務　連　絡
令和３年６月 17 日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課　　御中
構造改革特別区域法第 12 条第１項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

感染拡大地域における濃厚接触者の特定等の協力について

厚生労働省では、令和３年６月４日付事務連絡「感染拡大地域の積極的疫学調査における濃厚接触者の特定等について」において、必要な行政検査が迅速に行われることを目的として、緊急事態宣言対象地域、又はまん延防止等重点措置区域であって、保健所業務の逼迫等により積極的疫学調査を行うことが困難である場合、これら地（区）域に指定されている期間中に限り、濃厚接触者の特定を含む疫学調査の実施について、保健所自らが聞き取りによりその範囲の特定を行わずとも、陽性者が確認された事業所が、保健所業務の補助として、本人の同意を得た上で一定の基準に基づき濃厚接触者やその周辺の検査対象となる者（以下「濃厚接触者等」という）の候補範囲を特定し、濃厚接触者等の候補者リストを保健所に提示することにより、保健所が適切と認定した場合（範囲）において、行政検査として必要な検査を実施することも可能であることを示しています。

ついては、緊急事態宣言対象地域、又はまん延防止等重点措置区域における学校において感染者が発生した際には、保健所に相談するなど保健所とよく連携をとり、保健所が示す一定の基準に基づく濃厚接触者等の特定や検査機関への検査依頼等にも、できる限りご協力いただきますようお願いします。

なお、学校において、濃厚接触者等の候補者リストを作成、提示する場合には、

- 感染者を含め、児童生徒等のプライバシーに配慮すること
- 適切な候補者リストを作成するため、特定の教職員にのみ過度な負担がかからないようにすることに配慮しつつ、管理職の指示に基づき、組織的に実施すること

などにご留意ください。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を

含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようにお願いします。

＜本件連絡先＞
文部科学省
初等中等教育局 健康教育･食育課 03－5253－4111（内2918）

別添

事　務　連　絡
令和３年６月４日

各｛都道府県／保健所設置市／特別区｝衛生主管部（局）　御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

感染拡大地域の積極的疫学調査における濃厚接触者の特定等について

保健所業務については、地域の感染状況等によって、優先的に取り組むべき業務が異なることがあります。例えば、緊急事態宣言対象地域やまん延防止等重点措置区域など感染が大きく拡大している地域においては、陽性者の増加に伴う保健所業務の逼迫により、自宅・宿泊療養者の健康観察や濃厚接触者の特定を含む積極的疫学調査の実施が遅延したり、十分に行えなくなったりするおそれがあります。

このため、必要な行政検査が迅速に行われることを目的として、緊急事態宣言対象地域、又はまん延防止等重点措置区域であって、保健所業務の逼迫等により積極的疫学調査を行うことが困難である場合、これら地（区）域に指定されている期間中に限り、濃厚接触者の特定を含む疫学調査の実施について、保健所自らが聞き取りによりその範囲の特定を行わずとも、陽性者が確認された事業所が、保健所業務の補助として、本人の同意を得た上で一定の基準（別添参照）に基づき濃厚接触者やその周辺の検査対象となる者（以下「濃厚接触者等」という）の候補範囲を特定し、濃厚接触者等の候補者リストを保健所に提示することにより、保健所が適切と認定した場合（範囲）において、行政検査として必要な検査を実施することも可能です。地域の感染拡大防止のために保健所自らが行うべき業務、効率化できる業務等を総合的に判断した上で、適切に取り組んでください。

また、この場合において、保健所が認定した濃厚接触者を含む検査対象者に対する行政検査については、保健所があらかじめ委託契約を結んでいる検査機関や医療機関に対して、保健所が認定したことがわかる検査対象者リストを事業所が送付するなどにより、事業所から直接、当該行政検査を依頼することも差し支えありません。その際には、委託先となる検査機関等の確保に加え、事業所に

も必要な情報（行政検査を依頼できる検査機関リスト、検査を依頼する際の手順など）が適切に伝わるよう必要な体制整備を事前に行ってください。

なお、積極的疫学調査は、本来保健所が行うべき業務であり、かつ上記の対応は臨時的なものであることに鑑み、緊急事態宣言対象地域又はまん延防止等重点措置区域の指定から外れた場合には、地域の感染拡大を防止するために必要な検査を保健所が主体的に行えるよう、直ちに保健所内の業務体制を見直すようお願いいたします。

【参考】

上記に関連した事例として、緊急事態宣言対象地域、又はまん延防止等重点措置区域において、あらかじめ地域の医師会や医療機関との間で濃厚接触者の判断に関する聞き取りを医療機関に委託する旨合意し体制を構築した上で、医療機関が聞き取りを行っている自治体もあります。なお、このような仕組みで濃厚接触者の判断に関する聞き取りを行った者についても、医療機関からその情報を保健所に共有の上、保健所は、濃厚接触者の認定を含め必要な対応を行ってください。

（事例）

・　無症状の受診者から、同居者や同僚に陽性者が確認されたため濃厚接触者の可能性があるとして検査や受診の申し出があった場合に、医療機関と保健所の事前の取り決めに基づき、医療機関が当該受診者について保健所に代わって濃厚接触者の判断に関する聞き取りを行い、検査を実施する場合

（別添）事業所に対して濃厚接触者等の候補となる範囲を示す場合の例

患者の濃厚接触者の候補及び患者周辺の検査対象者の候補の範囲は、患者の感染可能期間のうち当該患者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでの期間※1において、以下のいずれかに該当する者とする。

※１　感染可能期間は、発症２日前（無症状病原体保有者の場合は、陽性確定に係る検体採取日の２日前）から退院又は宿泊療養・自宅療養の解除の基準を満たすまでの期間とされている。

【濃厚接触者の候補】

・　患者と同居していた者
・　適切な感染防護なしに患者を診察、看護若しくは介護していた者
・　患者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
・　手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なし※2で、患者と15分以上の接触があった者

※２　必要な感染予防策については、単にマスクを着用していたかのみならず、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態になかったかについても確認する。

【患者周辺の検査対象者の候補】

いわゆる「三つの密（密閉、密集、密着）」となりやすい環境や、集団活動を行うなど濃厚接触が生じやすい環境、同一環境から複数の感染者が発生している事例において、

・　感染者からの物理的な距離が近い（部屋が同一、座席が近いなど）者
・　物理的な距離が離れていても接触頻度が高い者
・　寮などで感染者と食事の場や洗面浴室等の場を共有する生活を送っている者
・　換気が不十分、三つの密、共用設備（食堂、休憩室、更衣室、喫煙室など）の感染対策が不十分などの環境で感染者と接触した者

新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者について

【濃厚接触者とは】

陽性者（無症状者を含む）の感染可能期間中*1 に以下の接触をした者

○陽性者の同居者

○手で触れることのできる距離（目安として1 メートル）で、必要な感染予防策*2 なしで、陽性者と15 分以上の接触があった者（接触状況等から総合的に判断）

○陽性者の唾やくしゃみ、それらが付着した物等に直接触れた可能性が高い者（※直後に手指消毒等をした場合を除く）

*1「感染可能期間」

－陽性者に症状がある場合:最初に症状が出た日の2日前から入院等の隔離開始まで

－陽性者に症状がない場合:陽性が判明した検査を受けた日の2日前から隔離開始まで

*2「必要な感染予防策」:お互いにマスクを着用している状況（片方のみはNG）。陽性者がマスクをしていない場合、マスクとフェイスシールドを着用していればOK。ただし、換気の悪い狭い空間（窓を閉め切った車内、等）においては、お互いにマスクをしている場合でも濃厚接触者に該当。

【濃厚接触者へのお願い】（検査結果が「陰性」の場合の方も含みます。）

陽性者との最終接触日から14 日間*3 は以下のことをお願いします。

○不要不急の外出の自粛、公共交通機関の利用の差し控え、集会参加などの自粛

○発熱（体温測定）、激しい咳や呼吸が苦しくなるなど等の健康状態について自己観察

○出勤・登校登園・デイサービス／福祉施設等の利用については、職場・学校等・施設等と相談してください。ただし、人と接触する機会がある業務については控えてください。

○やむをえず外出する際は、マスクの着用と手指衛生などの感染予防策を必ず行ってください。

*3 陽性者と最後に接触した日を0日目とした14 日間です。

陽性者が自宅療養中で、同居家族と一緒に生活している場合は、原則として陽性者の療養期間が終了した（就業制限が解除になった）日が最終接触日となります。

家庭内生活の注意事項は、リーフレット「ご家族に新型コロナウイルス感染症が疑われる場合 家庭内でご注意ただきたいこと～8つのポイント～（厚生労働省HP）」をご参照ください。

【健康観察期間中に症状が出た場合】

○自宅等で待機し、相談センター等（裏面連絡先）にご連絡ください。

○急激に体調が悪くなった場合は、迷わず救急車（119 番）を呼んでください。その際に、濃厚接触者であることをお伝えください。

＜連絡先＞

内容	窓口（電話番号）	受付時間
予防・検査・医療に関するご相談	コールセンター ０９８－８６６－２１２９	24時間対応
緊急事態措置等に関すること	対処方針コールセンター ０９８－９０１－３０２８	平日9時～18時
沖縄県広域ワクチン接種センター （広域ワクチン接種の予約等の相談はこちらです。）	①予約に関すること コールセンター ０９８－９４３－２９９３ ②その他 ワクチン接種等戦略課 ０９８－８６６－２０１３	①平日 10時～17時 ②平日 8時30分～17時
ワクチンに関する医学的知見を必要とするお問い合わせ ※予約に関する相談は受け付けておりません。	沖縄県新型コロナウイルス感染症 ワクチン専門相談コールセンター ０９８－８９４－４８５６	平日・休日 9時～17時
看護師の募集に関すること （医療現場ほか自宅療養者健康観察センター等の勤務含む）	ワクチン接種等戦略課　対策支援班 看護師確保チーム ０９８－８９４－５１２２	平日9時～17時
時短要請協力金に関すること （飲食店に対する規模別協力金について）	感染症対策協力金コールセンター ０１２０－３３２－１０７	平日9時～17時
大規模施設等に対する協力金に関すること	沖縄県大規模施設等協力金 コールセンター ０１２０－０８４－８８７	平日9時～17時
観光関連事業者等応援プロジェクト支援金 （国の月次支度金の上乗せ）	観光関連事業者等応援プロジェクト事務局 コールセンター ０５０－３８２５－９０１８	平日・休日 9時～17時
沖縄県感染防止認証制度に関すること	認証制度事務局 ０５０－５５２６－３０４１	平日9時～17時
沖縄県雇用継続助成金 （雇用調整助成金等の上乗せ助成）	グッジョブ相談ステーション ０９８－９４１－２０４４	平日9時～17時
新型コロナウイルス感染症に関するこころの電話相談	精神保健福祉センター ①０９８－９５４－９７５８ ②０９８－９７０－６１３９	9時～11時30分 13時～16時30分 （火・土・日・ 祝日を除く）